

熊本県アーチェリー協会規約

第一章 名 称

第1条 本協会は熊本県アーチェリー協会と称する。

第二章 本部及び事務局

第2条 本協会の本部は熊本県内に置き事務局を事務局長宅に置く。

第三章 目 的

第3条 本協会は熊本県内におけるアーチェリー諸団体を統轄し、之を代表する団体であって、アーチェリーの健全なる普及発達を図り、体位向上とスポーツ精神を養い以て体育向上に務めるを目的とする。

※ 茲に云うアーチェリーとは洋弓であって日本弓を含まない。

第四章 事 業

第4条 本協会は第3条の目的を達成する為次の事業を行なう。

- 1 アーチェリーの普及振興に関する一切の事業
- 2 代表的競技会の開催、公認及び定例射会の開催
- 3 全日本アーチェリー選手権大会その他各種の競技会への選手役員の選定及び派遣
- 4 加入団体及び会員相互の強化発展と融和を図る
- 5 本協会所属員の登録
- 6 機関紙、パンフレット等の刊行
- 7 その他本協会の目的達成に必要な事項

第五章 組 織

第5条 組織

- 1 本協会は県下各郡市アーチェリー団体及び高校その他のアーチェリー諸団体を以て組織する。但し当分の間個人加入を認める。
- 2 本協会は県下各郡市アーチェリー団体から支部設置の申請があれば理事会に諮り適当と認めた場合は承認するものとする。
- 3 本協会への団体及び個人の加入登録は理事会の議決による。但し加入については理事長が仮承認することができる。
- 4 加入登録を承認された団体及び個人は入会金を納入し協会備付の会員名簿に登録を了したる後、会員となる。団体及び個人の入会金及び会費は別途に定める。
- 5 本協会は会員の資格を得た者を全日本アーチェリー連盟に申請登録するものとする。

第6条 登録、加入
新たに登録、加入を希望する団体及び個人は協会備付の申込書に所定事項を記入し
会長宛に申込むものとする。
加入団体は別表のとおりとする。

第7条 脱退、除名
本協会では本規約に違背する行為があった場合、理事会は当該団体及び個人に然るべ
き弁明の機会を与えた後、特に理由を付する事なく加盟権を一時停止又は除名する
ことができる。

第8条 加入団体及び個人登録者は理事会で定めた会費を毎月末日までに納入する事。尚納入
した会費等は一切返済しないものとする。

第9条 加入団体の権利
加入団体の代表を評議員会に参加させることができる。評議員が本会の他の役員に
就任したときは当該団体は新たに評議員を選出する。
尚評議員の定数は別に定める。

第10条 加入団体の義務
1 加入団体は本協会に対し規約並びに所規定及び年間事業計画等を提出しなけ
ればならない
2 加入団体は本規約及び理事会の決定に従わなければならない。

第六章 役員

第11条 本協会に次の役員を置く

会長	1名	副会長	3名以内	理事長	1名
副理事長	4名以内	理事	若干名	評議員	若干名
監事	2名	顧問	若干名	参与	若干名

第12条 会長、副会長は理事会で推挙し評議員会で決定する。

第13条 会長は本協会を代表し会務を統轄する。副会長は会長を補佐し会長事故あるときは
これを代理する。

第14条 理事長、副理事長は、理事の互選により会長が委嘱する。理事長は理事会を招集し
業務を統轄する。
副理事長は理事長を補佐し理事長事故あるときはこれを代理する。

第15条 理事は評議員会に於いて選出し理事会は必要と認めた場合に限り会員中より理事を
推薦することが出来る。

第16条 監事は評議員会に於いて選出し会計を監査する。

第17条 全日本アーチェリー連盟評議員は理事会で推挙し会長が之を委嘱する。

第18条 顧問及び参与は理事会で推挙し会長が委嘱する。

※顧問及び参与は本協会の最高諮問機関である。

※顧問及び参与は評議員会、理事会、役員会に出席し意見を述べる事ができる。

役員任期は2年とし再選を妨げない。

第19条 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

第七章 会 議

第20条 会議は評議員会、理事会、役員会とする。評議員会は本協会の最高議決機関である。

第21条 評議員会

- 1 評議員会は、毎年6月会長がこれを招集し、議事は出席評議員の過半数の議決によって定め、可否同数のときは議長がこれを決める。
- 2 臨時評議員会は理事会又は、評議員の3分の1以上及び監事から会議の目的を示して請求があった時は会長は3週間以内に臨時評議員会を招集しなければならない。
- 3 評議員会は、評議員の半数以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。ただし、評議員が出席出来ないときは同一加入団体の代理人に議決権を委任することが出来る。この場合委任した評議員は出席したものとみなす。
- 4 評議員会は次の事項を附議決定する。
 - イ 本規約の改廃
 - ロ 理事の推挙並びに選出
 - ハ 監事の選出
 - ニ 予算及び決算
 - ホ その他議決を要する重要事項

第22条 理事会は理事の2分の1以上出席しなければ会議を開催することが出来ない。理事会の議決は出席理事の過半数を以て定め可否同数のときは議長がこれを定める。理事会は必要に応じ理事長がこれを招集し理事長が議長となる。

第八章 専門委員会

第23条 本協会目的遂行の為理事会が必要と認めた場合は専門委員会を設けることが出来る。

第九章 会 計

第24条 本協会の経費は次に掲げるもので支弁する。

- 1 本協会の財産目録に記載された財産
- 2 会費及び入会金
- 3 事業に伴う収入
- 4 寄附、金品
- 5 その他の収入

第25条 本協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎年度始め理事長が作成し評議員の承認を得なければならない。

本協会の会計業務遂行のために、会計規則をもうける。

第26条 本協会の決算は毎年度終了後2カ月以内に作成し財産目録及び報告書と共に監事の意見書を添えて評議員会に提出し承認を得なければならない。

第27条 本協会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第十章 事務局

第28条 本協会は事務処理の為事務局を設け必要な職員を置くことができる。

第29条 事務局の構成及び職員に関する事項は理事会において決定する。

第十一章 附 則

第30条 本規約の施行について必要な細則は理事会の議を経て別に定める。

第31条 本規約に定むるものの他必要な事項は全日本アーチェリー連盟諸規約規程を準用する。

昭和43年 8月 1日改正

昭和52年 6月26日改正

平成 3年 5月12日改正

平成 5年 4月 4日改正

平成 7年 4月29日改正

平成 8年 4月28日改正

平成12年 4月29日改正

昭和52年 8月 1日施行

平成 3年 5月12日施行

平成 5年 4月 4日施行

平成 7年 4月29日施行

平成 8年 4月 1日施行

平成12年 4月29日施行